



## 年金

年金相談の時間延長と  
休日相談のご案内

愛媛県内の社会保険事務所では、年金相談の時間延長や休日の年金相談を実施しています。

平日や昼間に相談に行けない方は、ぜひご利用ください。

## ■年金相談の時間延長

6月末までの平日は、19時まで時間延長して、年金相談を実施しています。

## ■休日の年金相談

毎月第2土曜日及び左記の休日は、社会保険事務所を開庁して、年金相談を実施しています。

平日に行くことができない方は「休日開庁による年金相談」をぜひご利用ください。

## ■実施日

6月14日(土)、21日(土)、  
22日(日)

開庁時間 9時30分～16時

開庁日は追加される場合があります。

愛媛社会保険事務局ホームページで、休日や夜間の開設

日などのご案内をしています。

愛媛社会保険事務局ホームページ

<http://www.sia.go.jp/~ehime/>

「年金相談の時間予約」の  
受付

年金相談の待ち時間を解消するため、時間予約による年金相談を受け付けています。

あらかじめ、ご都合のよい日・時間を電話で社会保険事務所までお申し込みください。

## 問い合わせ

松山西社会保険事務所

国民年金保険料課

☎925-5175

役場町民課住民係

☎985-4106

## 6月の納税

町県民税 第1期・全期

納期限は6月30日(月)

納期限内にお納めください。

口座振替日は  
6月25日(水)

社会福祉法人による  
利用者負担軽減制度

介護保険サービスを利用する所得の低い方で、一定の要件を満たす方について、社会福祉法人が提供するサービスを利用した場合に、利用料が軽減されます。

## 対象者

次の要件を全て満たす者

- (1) 世帯全員が市町村民税非課税であること
- (2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- (3) 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- (4) 日常生活のための資産以外に活用できる資産がないこと
- (5) 負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- (6) 介護保険料を滞納していないこと

## 対象サービス

社会福祉法人が運営する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなど

## 軽減割合

- 老齢福祉年金を受給している方 1/2
- 上記以外の方 1/4

介護保険負担限度額  
認定申請

介護保険施設などに入所・入院しているとき、または短期入所を利用するときの食費、居住費（滞在費）の負担が軽減されます。

## 対象者

- (1) 市町村民税非課税世帯
- (2) 生活保護世帯

## 対象サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所

## 軽減額

対象者の収入区分や部屋の種類によって、軽減額が異なりますので詳しくはお問い合わせください。

※ 現在認定されている方も、認定の有効期限が6月末日です。再度申請をしてください。

問い合わせ 役場介護保険課介護保険係 ☎985-4115